

宅建受験新報 2023 年夏号

特典動画『過去問の解き方がわかる！ 税法編』 過去問

\* 一問一答方式にするにあたり、本試験問題を一部改題しています。

税法（印紙税）

問題①〔H28-23-3〕

「Aの所有する甲土地（価額 3,000 万円）をBに贈与する」旨の贈与契約書を作成した場合、印紙税の課税標準となる当該契約書の記載金額は、3,000 万円である。

正解▶×

問題②〔R2⑩-23-2〕

「Aの所有する土地（価額 5,000 万円）とBの所有する土地（価額 4,000 万円）とを交換する」旨の土地交換契約書を作成した場合、印紙税の課税標準となる当該契約書の記載金額は 4,000 万円である。

正解▶×

問題③〔H21-24-1〕

「令和3年10月1日付建設工事請負契約書の契約金額 3,000 万円を 5,000 万円に増額する」旨を記載した変更契約書は、記載金額 2,000 万円の建設工事の請負に関する契約書として印紙税が課される。

正解▶○

問題④〔H20-27-3〕

当初作成の「土地を1億円で譲渡する」旨を記載した土地譲渡契約書の契約金額を変更するために作成する契約書で、「当初の契約書の契約金額を 2,000 万円減額し、8,000 万円とする」旨を記載した変更契約書は、契約金額を減額するものであることから、印紙税は課税されない。

正解▶×

問題⑤〔R2⑩-23-4〕

「契約期間は 10 年間、賃料は月額 10 万円、権利金の額は 100 万円とする」旨が記載された土地の賃貸借契約書は、記載金額 1,300 万円の土地の賃借権の設定に関する契約書として印紙税が課される。

正解▶×

**問題⑥ [H20-27-1]**

建物の賃貸借契約に際して敷金を受け取り、「敷金として 20 万円を領収し、当該敷金は賃借人が退去する際に全額返還する」旨を記載した敷金の領収証を作成した場合、印紙税は課税されない。

正解▶×

**問題⑦ [H18-27-4]**

給与所得者 A が自宅の土地建物を譲渡し、代金 8,000 万円を受け取った際に作成した領収書には、金銭の受取書として印紙税が課される。

正解▶×

**問題⑧ [R2⑩-23-3]**

国を売主、株式会社 A を買主とする土地の売買契約において、共同で売買契約書を 2 通作成し、国と A 社がそれぞれ 1 通ずつ保存することとした場合、C 社が保存する契約書には印紙税は課されない。

正解▶○